（転換認可申請書の添付書類）

第二十三条　令第二条に規定する内閣府令で定める書類は、転換の場合にあつては、次に掲げる書類とする。

［一～九　略］

十　法第六条第五項において準用する同条第一項の規定による業務の継続の期限を記載した書面

十一　法第六条第五項において準用する同条第二項の規定による信託業務を終了したことを証する書面

十二　［略］

十三　転換前の金融機関を所属銀行等とする銀行代理業者等があるときは、その商号、名称又は氏名及び当該銀行代理業者等が転換後金融機関を所属銀行等とする銀行代理業者等となるかどうかの別を記載した書面

十四　転換前の金融機関を所属銀行等とする銀行代理業者等があるときは、当該転換前の金融機関が、当該転換に際し、当該銀行代理業者等が営み、又は行う銀行代理業等に係る業務に関し、健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じていることを記載した書面

十五　転換前の金融機関との間で信用金庫電子決済等代行業等に係る契約を締結している者があるときは、その商号、名称又は氏名及び転換後金融機関との間で信用金庫電子決済等代行業等に係る契約を締結するかどうかの別を記載した書面

十六　［略］

（業務の継続の特例に係る承認申請書の添付書類）

第二十四条　令第三条第一項第四号（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める書類は、合併又は転換時における法第六条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する業務に係る取引の状況について知ることができる書面その他金融庁長官（吸収合併存続金融機関若しくは新設合併設立金融機関又は転換後金融機関が労働金庫である場合にあつては、金融庁長官及び厚生労働大臣。次項及び第三十条第一項において同じ。）が必要と認める事項を記載した書面とする。

2　令第三条第二項第三号（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める書類は、法第六条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による同条第三項に規定する計画の変更の承認の申請時における同項に規定する業務に係る取引の状況について知ることができる書面その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書面とする。

（経由官庁）

第二十九条　協同組織金融機関は、法、令又はこの府令の規定による認可又は承認に関する申請書その他の書類（以下この条において「申請書等」という。）を金融庁長官に提出するときは、当該協同組織金融機関の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域（財務事務所の管轄区域を除く。）内にある場合にあつては福岡財務支局長とし、当該所在地が財務事務所の管轄区域内にある場合にあつては当該財務事務所長とする。）を経由して提出しなければならない。

2　［略］

（転換認可申請書の添付書類）

第二十三条　［同上］

［一～九　同上］

十　法第六条第四項において準用する同条第一項の規定による業務の継続の期限を記載した書面

十一　法第六条第四項において準用する同条第二項の規定による信託業務を終了したことを証する書面

十二　［同上］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

十三　［同上］

（業務の継続の承認申請書の添付書類）

第二十四条　令第三条第一項第四号（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める書類は、合併又は転換時における法第六条第三項に規定する業務に係る取引の状況について知ることができる書面その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書面とする。

［項を加える。］

（経由官庁）

第二十九条　協同組織金融機関（は、法、令又はこの府令の規定による認可又は承認に関する申請書その他の書類（以下この条において「申請書等」という。）を金融庁長官に提出するときは、当該協同組織金融機関の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域（財務事務所の管轄区域を除く。）内にある場合にあつては福岡財務支局長とし、当該所在地が財務事務所の管轄区域内にある場合にあつては当該財務事務所長とする。）を経由して提出しなければならない。

2　［同上］